

神田警察通り工事に際しての暴力的な妨害行為に関する  
被害届の提出ならびに受理について

さる、令和5年4月11日午前4時ごろ、神田警察通り2期工事区間（千代田区神田錦町3丁目）において、道路整備工事の作業に入ったところ、樹木伐採を含む道路工事に反対するグループが、区職員、施工業者職員、委託警備員に対して体当たりや、樹木への抱き着きなどの工事業務に対する妨害行為を行いました。区ではこの行為に対して、安全に作業を進めることができないと判断し、やむを得ず業務を中断しています。

なお、この妨害行為に伴い、区職員、委託警備員が負傷いたしました。区職員については、軽傷でしたが、警備員の方は全治4週間から6週間のけがを負っています。これに対して、区では妨害行為の中に暴行に該当するものがあつたと認識し、令和5年4月17日、区職員に対する暴行について、神田警察署に被害届を提出し受理されました。被害届の提出について慎重に検討をしてみました。被害者職員の聞き取り、目撃した職員の聞き取り、及び現場の記録の確認を行い、届け出たものです。

今後は、刑事手続きの中で適切な対応がとられるものと認識をしております。